

西水元地区 震災復興の進め方〈案〉

本書は、西水元地区震災復興まちづくり訓練の成果として、とりまとめたものです。
今後、大規模な震災などがあった際には、本書をたたき台として地域のみなさんと葛飾区が協働して復興を進めていくことになります。

「防災兼用農業用井戸」
一部の生産緑地は
「防災協力農地」にも指定
区との協定により災害時に活用できる



「西水元地区センター」
被災後に地域の生活を
支援する活動拠点



「水元スポーツセンター公園」
ポニースクールかつしか



「富士神社と富士塚」
富士講の伝統が受け継がれている



「水元総合スポーツ
センター体育館」
防災活動拠点であり、
体育館としての利用も多い

はじめに

震災に見舞われた場合に、いち早く区民一人ひとりの日常生活を取り戻し、より安全で住みよいまちに再生していくことが重要となります。西水元地区では、令和7年10月から令和8年2月に全3回の震災復興まちづくり訓練を行い、「どのように住まいを再建するか」「どんなまちに復興していきたいか」を地域の皆さんと区職員で話し合いました。

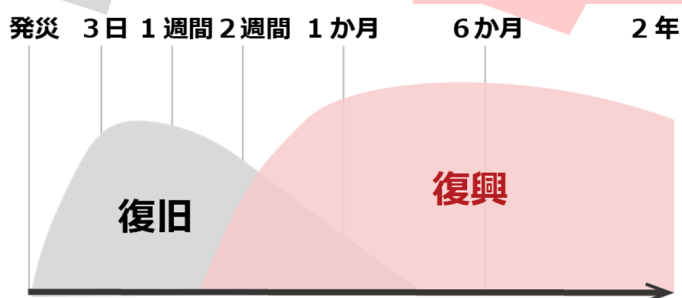


復旧とは…

道路や電気・ガス・水道等の生活に不可欠なライフラインが被害を受けた場合、生活できるように元の状態に戻すことをいいます。

復興とは…

「安全性の向上」「生活環境の向上」「産業の高度化や地域振興」など、被災前に比べて、生活のための環境をより良いものにしていくことをいいます。



被害想定について

訓練の実施に当たり、大規模地震が発生した場合の西水元地区の被害を想定しました。

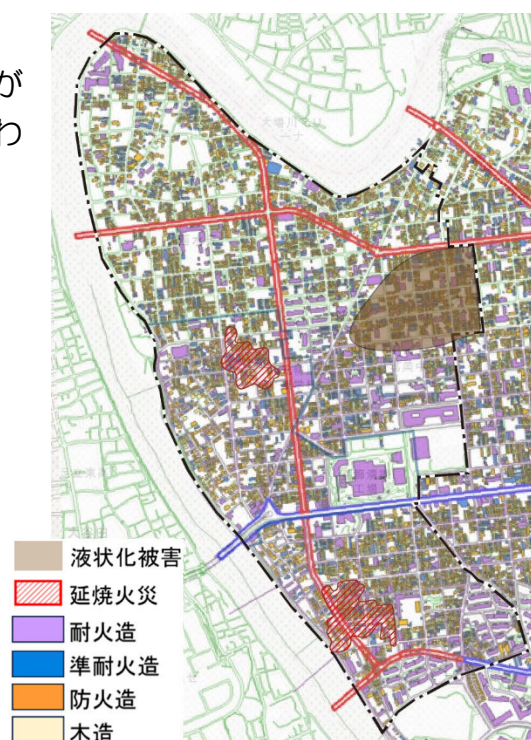
【訓練用被害想定】

東京都心南部を震源とする M7.3 の直下型地震が発生。葛飾区内の大半が震度6強の強い揺れに襲われ、以下の建物被害が生じました。

- ・全半壊棟数 約 12.4%
- ・火災発生2か所、焼失棟数 約 1.9%
- ・液状化での建物被害約 3.4%

条件設定

- ・震度6強（計測震度：6.0）
 - ・冬の夕方18時、風速8m/sの場合
 - ・メッシュデータは地区境界とは一致しないため、境界部分では地区外エリアの数値も含まれている
 - ・建物の構造等：令和3年度土地利用現況調査/東京都
- ・液状化については東日本大震災を参考に被害区域内の建物のうち55%が全半壊と想定
- ・延焼火災は、愛媛大学防災情報研究センター火災延焼シミュレータをもとに作成
（条件設定：北風、風速8m/s）



西水元地区の復興の資源と課題

訓練で、西水元地区で被害が予想される箇所や、復興に必要であり、残して活用したい復興資源について検討しました。事前に区が「まち歩き」をした結果をもとに話し合った成果が次の通りです。



西水元地区の復興資源と課題

西水元地区の震災復興手順

西水元地区が大規模な震災で被害を受けた場合、以下の手順により、町会・自治会を中心に葛飾区と協働で復興まちづくりに取り組みます。



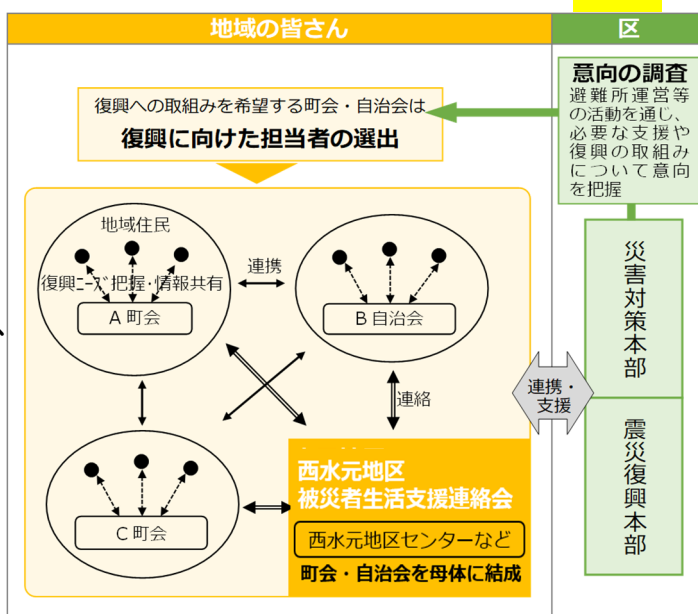
STEP 1 被害概況の把握 (発災直後～2週間程度)

- 町会・自治会は、学校避難所と連携し、地域と避難所で速やかに安否確認を行う。
- 被災状況に応じて、自治会館・集会施設、避難所等を活動拠点として、被害状況や在宅避難者のニーズなどの情報収集と、支援物資や復旧支援などの情報提供を行う。
- 災害廃棄物の仮置き場の設置について、区と調整を行いゴミ出しルールも周知する。

STEP 2 西水元地区被災者生活支援連絡会の立ち上げ (発災直後～2週間)

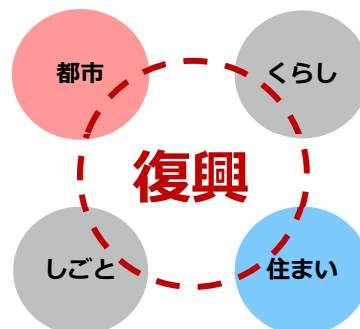
- 被害状況や地区住民の生活復興への意向に応じ、西水元地区被災者生活支援連絡会※を立ち上げる。
- 各町会・自治会が相互に助け合いながら、長期的なくらしとまちの再建に取り組むため、さまざまな情報を集約し、各種対策を話し合う。
- 区などの関係機関への要請や連携、地域への情報提供などを行う。

※被災者生活支援連絡会とは、各町会・自治会が地域で収集した情報を集約して、区と対策を話し合い対応する組織です(右図)。



STEP 3 被災者生活支援連絡会の活動・体制拡充 (2週間以降)

- お茶会など、地域の皆さんが参加し、話しやすい場をつくることで、さまざまな情報を共有し、復興に必要な支援などについて意見交換や調査、検討を行う。
- 必要な分野に応じて部会を設置するなど、治安や子供・高齢者の支援などさまざまな分野の復興ニーズに応じて、学校・PTA、地域密着型サービス事業者などと連携を図りながら、体制を拡充する。



STEP 4 都市復興の体制づくり (2週間程度～1か月)

- 被災者生活支援連絡会では、葛飾区とともに被害が大きく復興まちづくりが必要な地区を検討する。
- 復興まちづくりが必要な地区では、地区関係者を中心に、復興まちづくりを検討し、提案を行うために地域復興協議会※を立ち上げる。



ここの道は狭いから
拡げないとね。

公園が必要では？

※地域復興協議会とは、被災者生活支援連絡会や区、NPO、企業等と連携して復興まちづくりに取り組むためその地区の土地・建物権利者等を中心に町会・自治会、まちづくり協議会等地域で構成される組織です。

STEP 5 復興まちづくり計画等の検討 (1か月～6か月)

- 被害が大きく、復興まちづくりが必要な地区では、従前よりも災害に強く住みやすいまちにしていけるために、狭い道路を解消するなど地域の課題に対応した復興まちづくりを検討する。
- 地域復興協議会は区と協働して、復興まちづくり計画(案)をまとめる。



STEP 6-1 応急仮設住宅の運営 (2か月～2年程度)

- 被災前のコミュニティを維持して復興まちづくりに取り組むために、地区内の被災民有地を借り上げて、仮設の住宅や店舗を建設する時限的市街地※を検討する。
※6頁参照
- 地区外からの避難も多く見込まれるため、応急仮設住宅団地の入居者による運営組織を結成し、入居者同士のつながり、助け合い、暮らしのルールづくりなどの運営に取り組む。



STEP 6-2 遠方避難者への対応 (2か月～2年程度)

- 各町会・自治会は葛飾区と連携して、遠方避難者の所在地や携帯電話番号等を確認し、地域での復興状況や施設再開等の情報提供を行う。
- 遠方に避難した方から、西水元地区での復興に関する要望を収集する。



STEP 7 地域活動を順次再開する (6か月以降)

- まちの再建や地域のにぎわいにとって重要となる自治町会の地域活動を、復興まちづくりの進捗にあわせて、再開する。





発災後の避難行動と仮住まい



Q

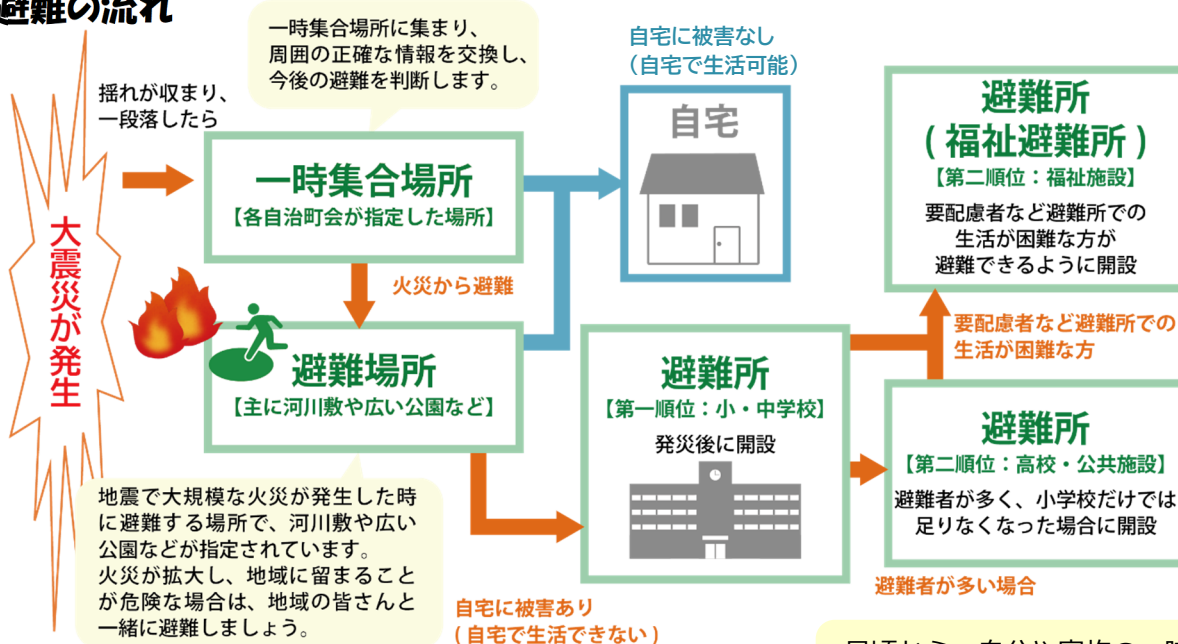
参加者からの声
「一時集合場所」「避難場所」「避難所」の違いは何ですか？

A

発災直後に、まず屋外に出て、各自治町会で集まるのが「一時集合場所」です。その後、状況によって火災等から緊急的に命を守る場所が「避難場所」です。そして、火災等が収まった後、被害が大きく、自宅での生活が困難な場合、避難生活を送るのが「避難所」です。下図の手順・場所に避難しましょう。



■避難の流れ

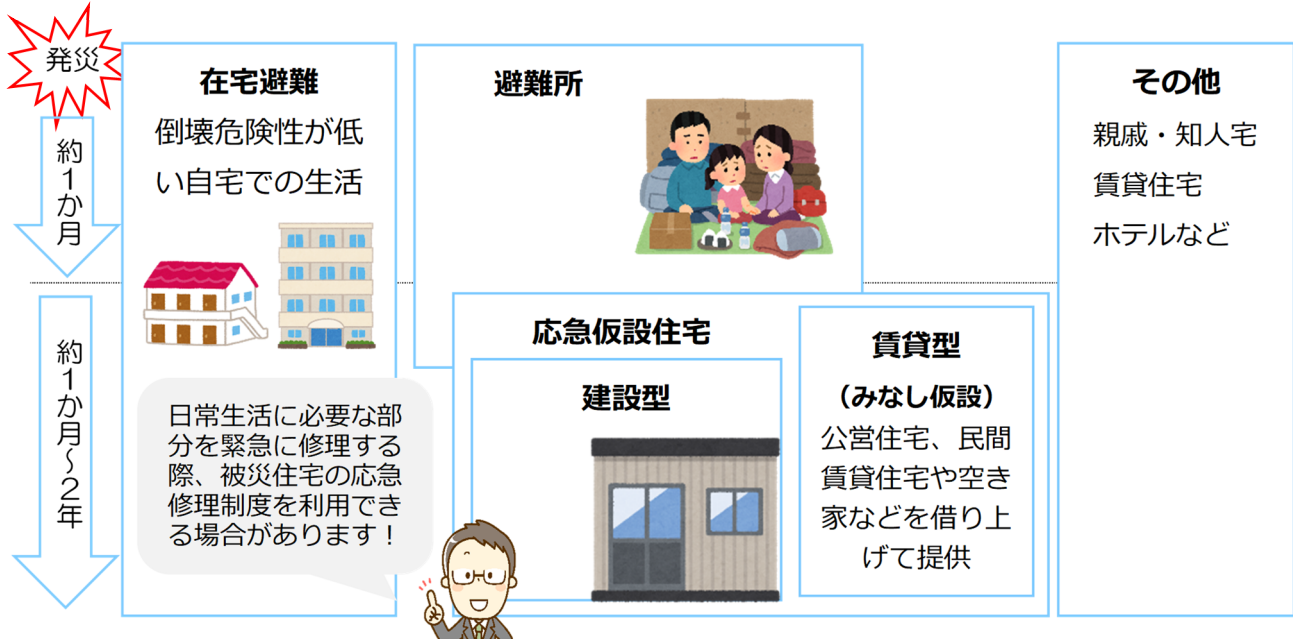


■西水元地区の一時集合場所・避難場所・避難所一覧

日頃から、自分や家族の一時集合場所、避難場所と合わせて、安全な避難経路などを確認しておきましょう！

自治町会名	一時集合場所	避難場所	避難所
水元込谷町会	葛美中学校、水元神社、白ゆり公園	水元公園	葛美中学校
水元込谷南町会	葛美中学校、水元神社		
西水元込谷町会			
西水元猿中町会	幸田小学校		幸田小学校
西水元猿西町会	幸田小学校、西水元つばさ公園		
水元飯塚町会	飯塚小学校		飯塚小学校
西水元飯塚新町会	飯塚なかよし児童遊園、水元飯塚公園		幸田小学校
西水元団地自治会	西水元宮田公園		葛美中学校
飯塚三四自治町会	みよし公園		
さかえ自治会	南水元一丁目児童遊園		飯塚小学校
親和自治会			
南水元一丁目むつみ自治会	南水元ふれあい児童遊園		
若草自治会	集会所		

避難の次には、被害状況に応じ、生活の場となる仮住まいを選択することになります。



過去の震災では、仮設住宅での孤独死が大きな社会問題になりました。

元の居住地から遠く離れた仮設住宅に入居した高齢者たちは、身近な知人も少なく、孤独な生活を余儀なくされ、亡くなっても発見されないという事態が生じました。

そのため、被災前のコミュニティの維持に努めるほか、入居者を中心とした運営組織により、入居者同士の助け合い、適切なルールづくりによる運営が大切です。

【 時限的市街地 】

大きな被害を受けた地区では、地域の皆さんが、お住まいの地域やその近辺にとどまって、わが街の復興計画を提案し、復興を進めていくことが大切です。

そこで、被災した民有地を有料で5年間借り上げる「被災地短期借地権」を活用するなどして、地区内や近辺に仮設住宅や仮設店舗などを建設し、地域コミュニティを維持しつつ復興に取り組む仮のまち「時限的市街地」という考え方を東京都は提案しています。地域協働による迅速な復興を実現するためにも、時限的市街地の形成を検討しましょう。



液状化被害への対応と建築時の助成

地区内で広範囲に液状化の被害が生じたとき、被災者生活支援連絡会が相談窓口となり、区や専門家の協力を受けて、情報の集約や話し合いの場の提供等を行い、被災者の住まいの再建を支援します。液状化被害からの復興には、個別の支援制度のほかに、地区を一体的に整備する手法もあります。地区のニーズに応じて対策を検討しましょう。

【 葛飾区の地盤調査・液状化対策助成の概要 】

- ・住宅の新築または建替えの際に、地盤調査助成や液状化判定調査者派遣の制度があります。
- ・調査の判定結果と設定条件を満たす場合、液状化対策助成が受けられます。

制度の内容や条件等については区のホームページでご確認ください ⇒



普段からできる取組をチェック！



復興に向けて「普段からできること・できそうなこと」をご紹介します！
みなさんも自分たちができそうなことをチェック☑してみましょう！

□ 地域コミュニティづくりをしていこう！

災害発生時には、多くの方のご協力が必要です。そのため、普段から防災訓練や地域のイベントに参加し、地域内でお互いに顔見知りになっておくことが大切です。また、防犯活動や地域交流など様々な活動を通じて地域住民の連帯感を築いている自治町会へ加入することも災害への備えの一つとなります。

〈訓練参加者からの声〉【要差替】

隣にどんな人が住んでいるのか、知るだけでも災害時に役立つと思う



【お祭り】



【防災訓練】



【安否確認シート掲示の訓練】

□ 地域の特性を把握しよう！

毎日の散歩など日常生活の中で、災害時に危険な場所など地域の課題、将来に残していきたい地域の魅力を確認しておきましょう。

□ 防災対策を考えよう！

災害に備えて防災倉庫内の資器材の確認、防災訓練を実施しておきましょう。

また、地区内の集合住宅や民間施設等と、避難場所としての災害時利活用について協定を結んでおくなど、日頃から防災対策を話し合っておきましょう。



□ 普段からまちづくりについて考えよう！

日頃から、地域の皆さんが将来のまちのあり方を話し合い、一定の合意形成ができていれば、万一の震災時に、迅速な復興まちづくりが可能になります。

なお、地域の皆さんが主体のまちづくりを推進するため、「葛飾区区民参加による街づくり推進条例」では、地域の皆さんが目指すまちの将来像を区に提案することができます。区は、そのための手続きや、まちづくりについて検討するための活動を支援しています。

西水元地区震災復興の進め方(令和8年3月)

発行：西水元地区連合自治町会

葛飾区都市整備部都市計画課

